

官 総 第 7 4 4 号
4 1 . 9 . 2
改正 官 総 第 9 4 0 号
4 5 . 4 . 6
改正 官 総 第 3 8 9 8 号
5 9 . 7 . 2 4
改正 官 総 第 4 6 6 6 号
8 . 9 . 6
改正 官 総 第 2 4 7 2 号
1 0 . 4 . 2 4
改正 官 総 第 9 4 号
1 3 . 1 . 6
改正 官 文 第 2 9 8 4 号
1 5 . 3 . 2 6
改正 官 文 第 7 9 8 9 号
1 8 . 8 . 1 6
改正 官 文 第 3 3 4 号
1 9 . 1 . 9
改正 官 文 第 1 2 1 9 0 号
1 9 . 1 2 . 7
改正 防 官 文 第 7 3 0 3 号
2 8 . 4 . 1
改正 防 官 文 第 5 3 8 2 号
3 0 . 3 . 3 0
改正 防 官 文 第 1 3 8 2 7 号
令和5年6月28日

各 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
技 術 研 究 本 部 長
装 備 施 設 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
殿

大 臣 官 房 長

自衛隊記念日記念行事実施要綱について（通知）

標記のことが別紙のとおり定められたので通知する。なお、自衛隊記念行事実施要領（32.9.19）および自衛隊殉職隊員追悼式管理委員会設置要項（39.9.7）は廃止された。

自衛隊記念日記念行事実施要綱

第1 記念行事

自衛隊記念日に関する訓令（昭和41年防衛庁訓令第27号）第2条の規定に基づき防衛大臣が行う儀式その他の行事（以下「記念行事」という。）は、次のとおりとする。

1 儀式

- (1) 観閲式
- (2) 観艦式
- (3) 航空観閲式
- (4) 追悼式
- (5) 感謝状贈呈式
- (6) 祝賀式

2 広報行事

- (1) 市街行進
- (2) 祝賀飛行
- (3) 体験航海
- (4) 体験飛行
- (5) 自衛隊音楽隊演奏等
- (6) その他の広報行事

3 その他の行事

別に定める。

第2 記念行事企画委員会

1 記念行事の実施に関する基本的事項の企画及び調整を行うため、記念行事企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は次のとおりとする。

委員長	大臣官房長
副委員長	国会業務に関することを総括整理する大臣官房審議官
委員	大臣官房文書課長
同	大臣官房広報課長
同	大臣官房会計課長
同	人事教育局厚生課長
同	人事教育局服務管理官
同	統合幕僚監部総務部総務課長
同	陸上幕僚監部監理部総務課長
同	海上幕僚監部総務部総務課長
同	航空幕僚監部総務部総務課長
同	防衛装備庁装備政策部装備政策課長

3 委員長は、会務を掌握する。

- 4 委員長は、委員会における企画及び調整のため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 5 副委員長は、委員長を助けて委員会の事務を整理する。
- 6 委員会の庶務は、大臣官房文書課において行う。

第3 記念行事の実施責任者

- 1 次の記念行事の実施責任者は、陸上幕僚長とする。
 - (1) 観閲式
 - (2) 追悼式
 - (3) 感謝状贈呈式
 - (4) 市街行進
 - (5) 自衛隊音楽隊演奏
- 2 次の記念行事の実施責任者は、海上幕僚長とする。
 - (1) 観艦式
 - (2) 体験航海
- 3 次の記念行事の実施責任者は、航空幕僚長とする。
 - (1) 航空観閲式
 - (2) 祝賀飛行
 - (3) 体験飛行
- 4 前3項に規定する記念行事を除く記念行事の実施責任者は、別に定める。